

まずは会員登録を！

サポートを受けたい方、サポートをしたい方はファミリー・サポート・センターへ事前の登録が必要です。

【登録会員の要件】

- ・伊豆市に住所がある方(登録費・年会費は無料)。

■ おねがい会員

- ・0歳から小学生までの子どもをお持ちの方。
- ・子育ての手助けをしてほしい方。

■ まかせて会員

- ・子育ての援助をしたい方。
- ・特に資格や経験は問いませんが、当センターが設定する講習を修了してから活動ができます。

■ どっちも会員

- ・おねがい会員とまかせて会員の両方を兼ねることもできます。

【会員になるには】

- ・入会申込書に記入のうえ、直接またはメール等により、センターに提出してください。

【お申込み・お問合せ】

伊豆市 ファミリー・サポート・センター

住所 〒410-2413
伊豆市小立野 38-2
生きいきプラザ2階
[市役所子育て支援課]

TEL **0558-72-9870**

FAX **0558-72-1196**

Mail famisapo@city.izu.shizuoka.jp

■ 受付時間

月曜日～金曜日(休みの日を除く)
8:30～17:00

■ 休み：土曜日、日曜日、
祝日、年末年始(12/29～1/3)



／／ 地域で子育て中のあなたを応援します ／／

伊豆市 ファミリー・サポート・ センター

ご案内



ファミリー・サポート・センターとは

「子育ての応援をしたい方(まかせて会員)」と「子育てを応援してほしい人(おねがい会員)」が会員となって、会員間による相互援助活動を行っています。

／／ お気軽にご利用ください ／／

会員募集中!



○ 利用料金(報酬)

利用料金(報酬)	活動日	時間帯	円/時間
	平日(月曜日 ～金曜日)	7:00 ～ 19:00	600
		上記以外の 早朝・夜間	700
	土・日・祝日 軽度病児保育	終日	700

※報酬の支払いは、活動終了後におねがい会員が直接
まかせて会員に支払います。

※交通費・食事代・おやつ代等は実費。

※きょうだいで預かる場合は、二人目からは基準の半額
になります。

※依頼の取り消しはキャンセル料が発生する場合もあ
ります。

《ひとり親家庭等利用料助成制度》

生活保護または児童扶養手当を受給している世帯
か、市町村民税非課税世帯の方に対する利用料金の
助成制度です。

世帯区分	助成割合	助成対象
生活保護世帯	全額	・1月毎の利用料金 (実費は対象外)
児童扶養手当 受給世帯	半額	
市町村民税 非課税世帯		

※事前に登録申請が必要です。

※必要な手続きは右の二次元コード
からご覧いただけます。



活動の流れ



※お子さんを預かる日時など、おねがい会員の条件によっては、
まかせて会員が見つからない場合もあります。

※お子さんをお預かりする場所は原則としてまかせて会員の
自宅です。

補償保険制度について

センターでは、ご利用中の不測の事態に備えて、補償保険に
加入しています。

- ◆依頼子ども傷害保険
- ◆サービス提供会員傷害保険
- ◆賠償責任保険
- ◆研修・会合傷害保険

※センターを介さない活動は、
保険適用外です。

《サポートの内容》

○サポートできる活動の例

- ・保育園、こども園の送迎及びその前後の預かり。
- ・小学校、放課後児童クラブ、習い事などの送迎
及びその後の預かり。
- ・保護者がリフレッシュ、学校行事、
冠婚葬祭などによる外出時の
預かりや援助。
- ・保護者の短時間、臨時的な
就労等の場合の預かりや援助。



○サポートできない活動の例

- ・病児・病後児の送迎や預かり。
- ・家事のお手伝い。
- ・子どもの宿泊をともなうサポート活動。

★その他、個別のサポートについては、
センターにご相談ください。